

各弁護士近況

大川 正二郎

昨年からコロナ禍のために外出が減り、家で過ごすことが増えました。おかげで昨年始めたクラシックギターの練習にいそしんでいるのですが、自分がリズム音痴であることを思い知らされて愕然としています。もともと歌を唄えば怪しげな音階になるので、音痴であることは自覚していましたが、指定されたところを弾けば正しい音が出るはずのギターなのに、なかなか楽譜どおりのリズムで弾けないのです。休みの日は、カチカチとメトロノームにイライラされながら、それでもめげずにぼろろんぼろろんとしています。

永尾 竹則

最近ですが、コーヒー豆を買って挽いて飲むようになりました。もともとコーヒーは好きなほうですが、市販のドリップコーヒーばかり飲んでいました。今年になって手動のコーヒーミルが手に入ったのをきっかけに豆を買って自分で挽いて飲みだして今のところ続いています。色々調べてみると、豆の焙煎具合や焙煎からの日数、挽いてからの時間、フィルターや温度で味が変わるそうですが、まだ良く分からず、今のところは苦みが変わるかもと感じ始めてきたところです。

鳥飼 亜由美

最近涙もろくなっています。4歳の長女がはまっているポケモンの映画の番宣を見ただけで、既に20回は泣いています。親と子をテーマにした映画なのですが、親目線の主題歌の「本音言っているなら～ずっといてほしいけど～」という歌詞ところで、将来子どもが巣立つ時のことを想像して、鼻の奥がツーンとなり涙が出てくるのです。普段は、子育ての大変さからはやく成長してくれ～と思うことも多いのですが、それとは裏腹に、いつまでも子どもでいてほしい気持ちもあるようです。ちゃんと子離れができるよう、あと十数年かけて少しずつ心の準備をしたいと思います。

おたより

ほっと

第 16 号

大川・永尾法律事務所



お気軽にご相談を

昨年からのコロナ禍でインターネットを通じた仕事や会議のリモート化が進んできました。私たち弁護士も、会議などは開催地まで行かず、裁判も裁判所まで行かずに、事務所でインターネットを通じて行うことが増えてきました。

しかし、インターネットを通じた法律相談となると、相談者が事務所までいらつしやる必要がないので便利な反面、法律相談では様々な資料を基にお話をしなければならぬことがありますので、やはり事務所での面談をしながらの方が聞きたいことや伝えたいことがより正確に伝わるのではないかと思います。私どもの事務所では、原則として初回の相談三〇分間は無料とさせていただいておりますし、コロナ対策としても、手指の消毒液を用意し、換気に留意し、マスクをお忘れの方にはマスクの提供も行っております。

コロナ禍の中でも、私たちは皆さま方に「ほっと安心」をお届けできるように、努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

令和三年四月吉日

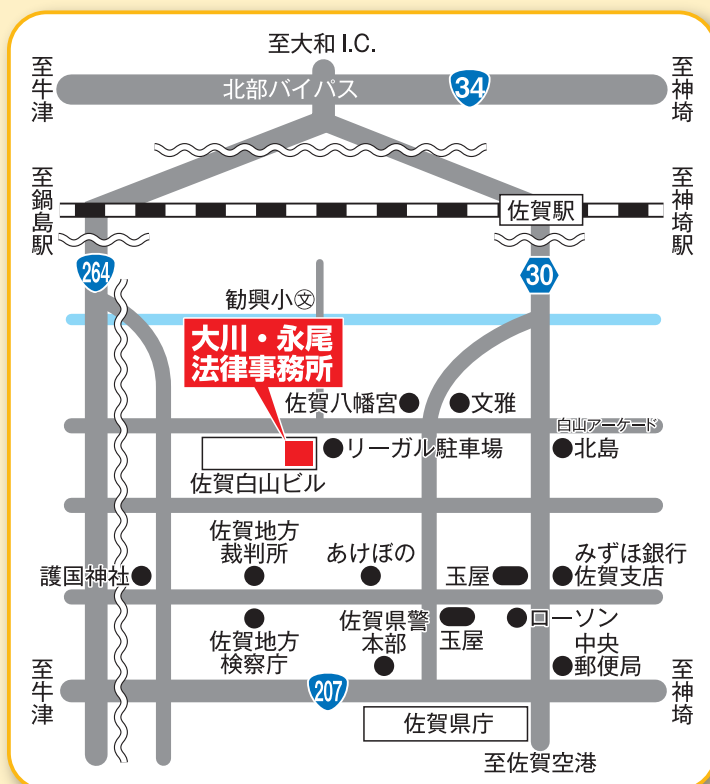
弁護士 大川 正二郎

大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階
TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
URL: <http://okawa-nagao-lawoffice.jp>

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美





弁護士
大川 正二郎

これってパワハラ？

弁護士(弁)と飲み仲間の熊五郎(熊)のおなじみ飲みニケーションシリーズ第6弾。

熊:先生、てへへんだ、従業員からパワハラだって言われちゃった。

弁:熊さん、何やったんだい？

熊:それがお客さんの家を建てるのに、従業員のやつが発注を間違えてサイズの大きなドアを取り寄せちゃったんで、そいつの頭を小突いて、「馬鹿野郎、この役立たずが! 図面をちゃんと見て発注するのが当たり前だろうが!」ってお客さんの前で怒鳴りつけてやったんだ。そして、それ以来、そいつには仕事をさせなかったり、休みの日でも仕事をさせたり、時には道路のごみ拾いばかりさせたり、休みの日に仕事をするのにぶつぶつ言うときは、女房とどこに遊びに行くのかってしつこく聞いてやったんだ。

弁:熊さん、そりゃパワハラのおンパレードだね。パワハラはね、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されるもの」とされていてね、熊さんの場合は従業員に対して仕事場でやってるし、①頭を小突くのは、身体的な攻撃としてダメ、②「馬鹿野郎、この役立たずが!」なんて言葉も、精神的な攻撃としてダメ、③仕事をさせないのは、人間関係からの切り離しとしてダメ、④休みの日に仕事をさせるのは、過大な要求としてダメ、⑤道路のごみ拾いばかりさせるのは、過少な要求としてダメ、⑥妻とのことをしつこく聞くのは、個の侵害としてダメなんだ。

「図面をちゃんと見て発注するのが当たり前だろうが」と叱責するのはいいけど、お客さんの前で怒鳴りつけるのはやはりパワハラになる可能性が高いね。

パワハラは他にもいろいろあるけど、とにかく熊さんのやったことは教科書に出てくるようなパワハラ的典型であって、従業員にパワハラだと言われたって仕方ないよ。

熊:そうか、従業員にはすまねえことをした。ちゃんと謝るよ。

弁:謝るだけでは足りないよ。慰謝料も支払いの必要がある。

熊:うわーっ、パワハラって本当にてへへんなことなんだ。先生、これからはもっと勉強して、従業員とはうまくやっていけるようにするよ。



弁護士
永尾 竹則

Q:事故が起きた時に過失を左右するような事情はどのようなものがありますか。

A:交通事故が起きた際の事故当事者の過失割合は、道路の状況や車両の優先関係等によって基本的なものが導き出されますが、事情によって過失がより重くなったりします。このように過失を左右する事情についていくつかお話しします。

まずは、交差点での右折。法律上、右折する際には、予めその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側を徐行しなければならないとされています。交差点の中心というのは、ゼブラ模様の四角形の表示が中央にあってその外側に矢印が書いてあることが多いと思いますが、その矢印付近を通過するイメージです。中央の表示まで行かずに手前の例えば横断歩道を過ぎた辺りから右折を開始した場合はその点で過失が重く修正される可能性があります。そして、右折は徐行しなければいけません。この徐行は車両が直ちに停止することができるような速度で概ね時速10km未満と言われています。この点は、右折の際の徐行は必ずしも時速10km未満でなくても右折としての通常の数値であれば良いと考えられているようですが、これを大幅に上回るとやはり過失が重くなる事情になってしまいます。

次に、停止中に衝突された場合は過失は認められないと考えられている方が多いと思われますが、事故が起きる直前に事故の危険を感じてブレーキ操作をし停止した直後に衝突されたという場合、停止中の事故として無過失が認められることにはなりませんので注意が必要です。

そして、駐車場内での事故ですが、駐車場内では、いつ、どこから、人あるいは自転車や車が現れるか分からないという状況がありますので、その前提で過失も考えられています。この点は通常の道路と考え方が違うところですので、駐車場内を通行するときや駐車区画の入出の場合には道路以上に周囲の状況に注意する必要があります。

さらに、交差点の手前で右折レーンが設置されているところでは、さらにその手前から反対車線にはみ出してあるいはゼブラゾーン上を走行して右折レーンに進む際に事故が発生した場合、これも過失が重くなる事情になりえます。

普段運転される際に意識して頂いてより安全な運転を心がけて頂けたらと思います。



弁護士
鳥飼 亜由美

はやく離婚したいから親権を譲る？

親権で折り合いがつかず離婚が進まないような場合に、はやく相手方と離婚したい一心で、一旦親権を相手方に譲って離婚し、後日親権者を変更すればよい、と考えてしまうことがあります。

しかしながら、親権者の変更は、当事者間の協議のみでは行えず、家庭裁判所の調停や審判によらなければなりません。また、変更が認められるためには、下記のとおり、高いハードルがあります。したがって、離婚時に親権を譲ることは、慎重に考える必要があります。

親権者の変更が認められるのは、法律上「子の利益のために必要があると認められるとき」とされています。離婚時に親権者を決める場合も、離婚後に親権者を変更する場合も、「子の利益」を考え、父母双方の事情を比較していくことは変わりません。

しかしながら、離婚後の親権者変更の場合には、相手方が親権者として監護養育の実績を積んでいますから、これが重く考慮され、現在の養育状況を変更すべき特段の事情が存在するのかがということが重要な判断要素になってくるものと思います。

相手方の現在の養育状況が劣悪であり、子の福祉に反する状態であることが容易に立証できるのであればよいのですが、子と離れて暮らす他方親にとって、これを証明することは容易ではなく、そのハードルは高いものとなることが多いように感じます。

したがって、離婚時に相手方に親権を一旦譲ることは、慎重に考えたほうがよいでしょう。

なお、最近は、インターネット等で、離婚時に親権と監護権を分属させる方法があるということをご存じの方も多く、監護権を取得できるのであれば親権は相手方に譲り早く離婚したいといった相談も受けます。しかし、親権と監護権を分属させると、離婚後、親権者の同意が必要な事項について、相手方との協議や協力が必要となります。子名義の通帳を作る、予防接種や医療行為などを受ける、など、親権者の同意を要する行為は、様々に存在します。その際に必要な協議や協力を、現時点でなかなか折り合いがつかない相手と将来にわたって適時適切に行っていけるのかということ、なかなか難しいケースが多いように感じます。親権と監護権を分属させて妥協することも、慎重に考えたほうが良いでしょう。